

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 28224
地域名 (地域内農業集落名)	中筋鳩尾・大戸 (鳩尾・大戸)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	3.5 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3.5 h a
② 田の面積	3.5 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.8 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 h a
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.5 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.5 h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、水稲と露地野菜の複合経営を行っており、認定農業者をはじめとする担い手の数も比較的多く、現状では耕作放棄田が発生していない。しかし、地区の三方が山に囲まれており、鳥獣被害も多数発生しており、年々、生産意欲が減退している農業者も見受けられるのが現状である。今後は鳥獣害対策について地域一丸となって取組む必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

水稲と玉葱を主に作付けしているが、水稲関係の機械が壊れた段階で水稲の作付けをしない農家が増えるだろう。当地区における水稲作付面積の平均は30a~50a程度と小さく、個々で機械を整備しても所得向上は見込めないことから、地区内で土地利用型農業のオペレーターを育成し、水稲作業は地区でまとめて行う取組みを進めていく。玉葱についても高齢化が進み、機械化が必要となっているため、集落で作業受委託できる体制を構築させていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地区内の担い手にも一定数、規模拡大を考えている農家がいることから、離農や規模縮小する農家に対して、まずは地区内の担い手に貸付けを優先的に行うよう周知を図る。 担い手が病気等で耕作継続ができなくなった場合についても、地区内の担い手が可能な範囲で借り受ける。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.9 %	将来の目標とする集積率	32.7 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が多いため、農用地の集団化は難しいが、農地を手放す農家があった場合は、隣接する耕作者に貸付けを行い、少しずつ集団化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組		
地区内農地については、原則、地区の担い手が優先的に借り受け、効率的な農業経営ができるよう努める。また、空き農地は極力、隣接で耕作する者が借り受けることができるよう努める。		
(2) 農地中間管理機構の活用方法		
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後に新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。		
(3) 基盤整備事業への取組		
地区内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。		
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組		
当地区では昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地区の農地については、地区で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地区一体となって取り組む。		
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組		
土地利用型の担い手が増えてくれば、地区内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中できる環境を整える。		
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）		
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業
<input type="checkbox"/> ④燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設
<input type="checkbox"/> ⑤果樹等	<input type="checkbox"/> ⑥畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等
<input type="checkbox"/> ⑩その他		
【選択した上記の取組内容】		
① 鳥獣被害対策として、シカやイノシシの潜み場とならないよう周辺雑木伐採、草刈りと、寄せ付ける要因となる野菜くずを放置しないことを地区内で徹底する。また、地区の被害状況を確認し、被害が多い山林の境界に防護柵を整備済みである。整備後、定期的に集落で点検を実施しているものの、老朽化や破損箇所が散見されるため、修繕や補強を推進する。 捕獲については、市役所を通じて猟友会の免許取得者に依頼し実施しているものの、オリを追加設置し推進する必要がある。日頃の点検作業を地区関係者でサポートする体制づくりを進める。		
⑦ 中山間地域等直接支払交付金等を活用し、畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理など地区内の有志で保全・管理を行う体制を構築する。		

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		飼料作物	0.52 ha	ha	-	- ha	ha	4	
利用者		水稲、玉葱	0.12 ha	ha	水稲、玉葱	0.12 ha	ha	6	
認農		水稲、玉葱	0.53 ha	ha	-	- ha	ha	7	
利用者		水稲	0.23 ha	ha	水稲	0.23 ha	ha	8	
利用者		水稲、玉葱	0.44 ha	ha	水稲、玉葱	0.44 ha	ha	9	
利用者		保全	0.22 ha	ha	-	- ha	ha	10	
利用者		水稲、玉葱	0.35 ha	ha	水稲、玉葱	0.35 ha	ha	11	
利用者		水稲	0.53 ha	ha	水稲	0.53 ha	ha	13	
認農		水稲	0.55 ha	ha	水稲	0.55 ha	ha	14	
認農		-	- ha	ha	水稲、玉葱	0.59 ha	ha	15	
利用者		-	- ha	ha	水稲、玉葱	0.68 ha	ha	16	
計	0経営体		3.48 ha	0 ha		3.48 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる箇所を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。